

平成27年度  
自動車局税制改正要望の概要

平成26年8月  
国土交通省自動車局

# 平成27年度自動車局税制改正要望事項

## 1. クリーンで安全・安心な社会の実現

### ○車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

車体課税については、平成 26 年度与党税制改正大綱等に沿って、グリーン化等を進める観点から、以下の方向で見直しを行う。

- ・ 自動車取得税については、エコカー減税に係る基準の切替えと重点化を図るとともに、消費税率 10%への引上げ時に廃止する。
- ・ 自動車税については、消費税率 10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税及びグリーン化特例に関して、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、環境面で優れた事業用自動車への軽減措置等一層のグリーン化機能が発揮される措置を講じる。なお、グリーン化特例については、環境性能課税の導入時に、軽課を強化する。
- ・ 軽自動車税については、平成 28 年度から行うこととされている重課に併せて、軽課を行う。
- ・ 自動車重量税については、エコカー減税の基準の見直し等を行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。

### ○先進安全自動車(ASV)に係る特例措置の延長・拡充 (自動車重量税・自動車取得税)

交通事故の防止及び被害軽減のため、先進安全自動車(ASV)技術の装置を搭載した車両に係る特例措置(自動車重量税:初回 50%軽減、自動車取得税:取得価額から 350 万円控除)の 3 年間延長及び拡充(対象装置に車両安定性制御装置を、対象車両に車両総重量 3.5 トン超 8 トン以下のトラック及び 5 トン以下のバスを追加)する。

## 2. 地方創生と次世代につなげる豊かな暮らしの実現

### ○バリアフリー車両に係る特例措置の延長（自動車重量税・自動車取得税）

高齢者、障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、バリアフリー車両(ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー)に係る特例措置(自動車重量税:初回免税、自動車取得税:取得価額から車種毎に一定額控除)を 3 年間延長する。

### 3. その他

#### ○低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

自動車に起因する地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、燃料電池自動車及び圧縮天然ガス自動車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置（最初の3年間 2/3）を2年間延長する。

#### ○中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長（法人税・法人住民税・事業税）

中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援するため、貸倒引当金に係る特例措置（協同組合等が法定繰入率を選択した場合に12%割増）を2年間延長する。

#### ○被災自動車の所有者等が代替自動車を取得した場合における当該自動車に係る特例措置（自動車税）

車体課税の見直しに伴い自動車税に環境性能割が導入された場合において、被災自動車の所有者等が環境性能割導入後から平成28年3月31日までに取得した代替自動車に係る自動車税（環境性能割）を非課税とする。

#### ○独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置〔自動車検査独立行政法人・交通安全環境研究所〕（登録免許税・不動産取得税等）

独立行政法人改革等を進める中で、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を実現するため、自動車検査独立行政法人及び交通安全環境研究所の統合時における、資産等の円滑な移管及び統合法人における確実な業務運営を図るために必要な所要の措置を講じる。

# 車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

- 車体課税については、平成26年度与党税制改正大綱等に沿って、グリーン化等を進める観点から、以下の方向で見直しを行う。
- 自動車取得税については、エコカー減税に係る基準の切替えと重点化を図るとともに、消費税率10%への引上げ時に廃止する。
  - 自動車税については、消費税率10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税及びグリーン化特例に関して、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、環境面で優れた事業用自動車への軽減措置等一層のグリーン化機能が発揮される措置を講じる。なお、グリーン化特例については、環境性能課税の導入時に、軽課を強化する。
  - 軽自動車税については、平成28年度から行うこととされている重課に併せて、軽課を行う。
  - 自動車重量税については、エコカー減税の基準の見直し等を行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。

## 施策の背景

### ◎現行制度の概要

自動車取得税〔地方税〕	自動車税〔地方税〕	軽自動車税〔地方税〕	自動車重量税〔国税〕																																																																	
<p>○ H26年度以降</p> <p>&lt;税率&gt; (H26.4~)</p> <table border="1"> <tr> <th>車種区分</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>自家用自動車(軽自動車を除く)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>2%</td> </tr> </table> <p>&lt;エコカー減税&gt; (H26.4~H27.3)</p> <table border="1"> <tr> <th>対象車(乗用車等の例)</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>電気自動車 等</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+20%達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+10%達成</td> <td>▲80%</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準達成</td> <td>▲60%</td> </tr> </table>	車種区分	税率	自家用自動車(軽自動車を除く)	3%	営業用自動車・軽自動車	2%	対象車(乗用車等の例)	内容	電気自動車 等	非課税	H27年度燃費基準+20%達成		H27年度燃費基準+10%達成	▲80%	H27年度燃費基準達成	▲60%	<p>○ H26年度以降</p> <p>&lt;グリーン化特例&gt; (H26.4~H28.3)</p> <p>(軽課)</p> <table border="1"> <tr> <th>対象車</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>電気自動車 等</td> <td>概ね▲75%</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準未達成</td> <td>概ね▲50%</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+10%達成</td> <td></td> </tr> </table> <p>(重課)</p> <p>○ 車齢11年超のディーゼル車や車齢13年超のガソリン車・LPG車(電気自動車等、一般乗用バス、被けん引車を除く) : 概ね15%重課</p> <p>○ バス(一般乗用車を除く)、トラック(被けん引車を除く) : 概ね10%重課</p>	対象車	内容	電気自動車 等	概ね▲75%	H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準達成		H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準未達成	概ね▲50%	H27年度燃費基準+10%達成		<p>○ H27年度以降</p> <p>&lt;税額&gt; (H27.4~)</p> <table border="1"> <tr> <th>車種区分(四輪車の例)</th> <th>税額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用 10,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用 6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用 5,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用 3,800円</td> </tr> </table> <p>※ 平成27年度以降に新規取得する新車のみ</p> <p>○ H28年度以降</p> <p>&lt;経年車重課&gt; (H28.4~)</p> <table border="1"> <tr> <th>車種区分(四輪車の例)</th> <th>車齢13年超</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用 12,900円</td> </tr> <tr> <td>営業用 8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用 6,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用 4,500円</td> </tr> </table> <p>※ 既存車・新規車を問わない</p>	車種区分(四輪車の例)	税額	乗用	自家用 10,800円	営業用 6,900円	貨物用	自家用 5,000円	営業用 3,800円	車種区分(四輪車の例)	車齢13年超	乗用	自家用 12,900円	営業用 8,200円	貨物用	自家用 6,000円	営業用 4,500円	<p>○ H26年度以降</p> <p>&lt;税額&gt; (H26.4~)</p> <table border="1"> <tr> <th>車種区分(自家用の例)</th> <th>~13年</th> <th>13年超</th> <th>18年超</th> </tr> <tr> <td>自家用乗用車 (0.5t・年当たり)</td> <td rowspan="2">4,100円</td> <td>5,400円<sup>(※)</sup></td> <td rowspan="2">6,300円</td> </tr> <tr> <td>自家用バス・トラック (2.5t超)(1t・年当たり)</td> <td></td> </tr> </table> <p>※H28.4~ 5,700円に引き上げ</p> <p>&lt;エコカー減税&gt; (H26.4~H27.4)</p> <table border="1"> <tr> <th>対象車(乗用車等の例)</th> <th>初回車検</th> <th>2回目車検</th> </tr> <tr> <td>電気自動車 等</td> <td rowspan="2">免税</td> <td rowspan="2">免税</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+10%達成</td> <td>▲75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準達成</td> <td>▲50%</td> <td></td> </tr> </table>	車種区分(自家用の例)	~13年	13年超	18年超	自家用乗用車 (0.5t・年当たり)	4,100円	5,400円 <sup>(※)</sup>	6,300円	自家用バス・トラック (2.5t超)(1t・年当たり)		対象車(乗用車等の例)	初回車検	2回目車検	電気自動車 等	免税	免税	H27年度燃費基準+20%達成	H27年度燃費基準+10%達成	▲75%		H27年度燃費基準達成	▲50%	
車種区分	税率																																																																			
自家用自動車(軽自動車を除く)	3%																																																																			
営業用自動車・軽自動車	2%																																																																			
対象車(乗用車等の例)	内容																																																																			
電気自動車 等	非課税																																																																			
H27年度燃費基準+20%達成																																																																				
H27年度燃費基準+10%達成	▲80%																																																																			
H27年度燃費基準達成	▲60%																																																																			
対象車	内容																																																																			
電気自動車 等	概ね▲75%																																																																			
H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準達成																																																																				
H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準未達成	概ね▲50%																																																																			
H27年度燃費基準+10%達成																																																																				
車種区分(四輪車の例)	税額																																																																			
乗用	自家用 10,800円																																																																			
	営業用 6,900円																																																																			
貨物用	自家用 5,000円																																																																			
	営業用 3,800円																																																																			
車種区分(四輪車の例)	車齢13年超																																																																			
乗用	自家用 12,900円																																																																			
	営業用 8,200円																																																																			
貨物用	自家用 6,000円																																																																			
	営業用 4,500円																																																																			
車種区分(自家用の例)	~13年	13年超	18年超																																																																	
自家用乗用車 (0.5t・年当たり)	4,100円	5,400円 <sup>(※)</sup>	6,300円																																																																	
自家用バス・トラック (2.5t超)(1t・年当たり)																																																																				
対象車(乗用車等の例)	初回車検	2回目車検																																																																		
電気自動車 等	免税	免税																																																																		
H27年度燃費基準+20%達成																																																																				
H27年度燃費基準+10%達成	▲75%																																																																			
H27年度燃費基準達成	▲50%																																																																			

### ◎平成26年度与党税制改正大綱（抜粋）

自動車取得税〔地方税〕	自動車税〔地方税〕	軽自動車税〔地方税〕	自動車重量税〔国税〕
<p>○ <b>エコカー減税については、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る</b></p> <p>○ <b>消費税率10%への引上げ時(平成27年10月予定)に廃止する</b></p> <p>○ 法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる</p>	<p>○ <b>消費税率10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の取得時の課税として、課税標準は取得価額を基本に、控除及び免除のあり方等について検討</li> <li>省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0~3%の間で変動</li> <li>グリーン化特例は、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化</li> </ul>	<p>○ <b>グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行う</b></p>	<p>○ <b>現行エコカー減税の期限到来に併せ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する</b></p> <p>○ 道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる</p>

# 先進安全自動車(ASV)に係る特例措置の延長・拡充（自動車重量税・自動車取得税）

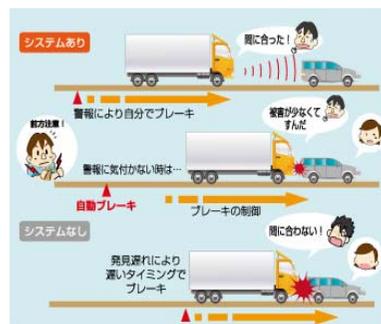
先進安全自動車(ASV)技術を備えるトラック・バスに対する自動車重量税及び自動車取得税の特例措置を3年間延長・拡充する。

## 施策の背景

- 交通事故死者数4,373人、負傷者数約78万人(平成25年)など、交通事故情勢は依然として厳しい状況。特に、関越道におけるバス事故(平成24年4月)、北陸道におけるバス事故(平成26年3月)に見られるとおり、バス、トラック等の大型車両は、事故発生時の被害が大きくなるおそれ。
- 先進技術を用いてドライバーの安全運転を支援する「ASV装置」は、高い事故削減効果が期待される一方、価格が高額で購入者の負担大。
- バス・トラックに対するASV装置の基準化・義務化を進めるとともに、義務化までの間、税制上の特例を講じることにより、装置の早期普及を促進。

### 衝突被害軽減ブレーキ

前方の障害物との衝突を予測して警報し、衝突被害を軽減するために制動を制御



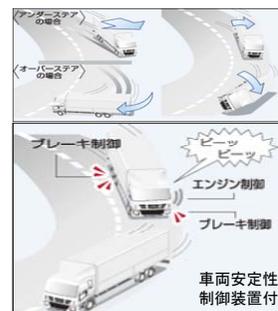
事故削減効果

	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,863件	894,281件
事故低減効果	350件(7.2%)	51,241件(5.7%)

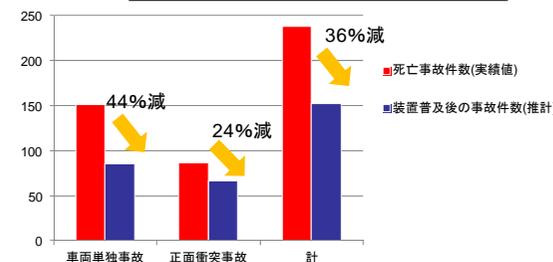
※1 平成22年事故件数より試算  
 ※2 事故件数は全車種区分の総計  
 ※3 減速制御によって車両速度が20km/h減少すると仮定し、減少後の速度帯における事故発生比率から低減件数を算出。

### 車両安定性制御装置

車両の横滑りの状況に応じて、制動力や駆動力を制御し、横滑りや転覆を防止



事故削減効果



## 要望の概要

衝突被害軽減ブレーキを備えるトラック・バスに対する自動車重量税及び自動車取得税の特例措置を3年間延長する。  
 対象装置に車両安定性制御装置を追加するとともに、対象車両に車両総重量3.5トン超8トン以下のトラック及び5トン以下のバスを追加する。

### 特例の内容

	自動車重量税(国税)	自動車取得税(地方税)
1装置あたり	50%軽減(初回のみ)	取得価額から350万円控除

### 特例の対象

対象車両	車両総重量	ASV装置	
トラック	8トン超22トン以下 3.5トン超8トン以下(拡充)	衝突被害軽減ブレーキ	車両安定性制御装置(拡充) 又は
バス	5トン超12トン以下 5トン以下(拡充)		

# バリアフリー車両に係る特例措置の延長（自動車重量税・自動車取得税）

バリアフリー車両は、公共交通事業者にとって、導入費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない投資であり、高齢者、障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、平成24年度に創設したバリアフリー車両に係る特例措置を3年間延長する。

## 施策の背景

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づくバリアフリー化の推進や、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施を目指し、交通機関等の先進的なバリアフリー化を実現させるため、目標達成に向けて普及促進を加速させていく必要がある。

## 施策の目標

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」による目標 【平成32年度末目標（平成24年度末実績）】

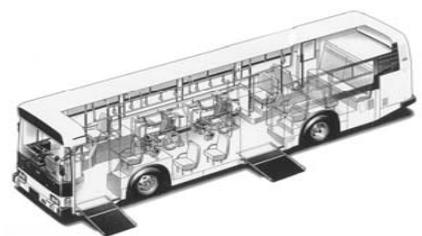
□ノンステップバス：約70%(41%)      □リフト付きバス：約25%(3.6%)      □福祉タクシー(UDタクシー含む)：28,000台(13,856台)

## 要望の概要

	自動車重量税	自動車取得税
ノンステップバス	構造・設備基準に適合した車両の初回分を免税	構造・設備基準に適合した車両の取得価額から1,000万円を控除
リフト付きバス (乗車定員30人以上)	構造・設備基準に適合した車両の初回分を免税	構造・設備基準に適合した車両の取得価額から650万円を控除
リフト付きバス (乗車定員30人未満)	構造・設備基準に適合した車両の初回分を免税	構造・設備基準に適合した車両の取得価額から200万円を控除
ユニバーサルデザイン タクシー（UDタクシー）	バリアフリー性能に優れた車両と認定された車両の初回分を免税	バリアフリー性能に優れた車両と認定された車両の取得価額から100万円を控除

### 乗合バス事業者（路線定期運行に限る）

【ノンステップバス】



【リフト付きバス：乗車定員30人以上】 【リフト付きバス：乗車定員30人未満】



### タクシー事業者

【ユニバーサルデザインタクシー】



# 低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

自動車に起因する地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、燃料電池自動車及び圧縮天然ガス自動車の燃料等供給設備について、固定資産税の課税標準に関する特例措置の適用期限を2年間延長することで、低公害車の更なる普及を図る。

## 政策の背景・目的

- 2020年度温室効果ガスを2005年度比3.8%削減することを目標（「COP（気候変動枠組条約締約国会議）19」において表明）。
  - 次世代自動車については、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを旨とし、初期需要の創出、性能向上のための研究開発支援、効率的なインフラ整備等を進める（「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定））。
- 〔2015年の燃料電池自動車の市場投入に向けて、燃料電池自動車や水素インフラに係る規制を見直すとともに、水素ステーションの整備を支援することにより、世界最速の普及を目指す（「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定））。〕

※次世代自動車：ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG車等

## 燃料等供給設備に係る特例措置の概要

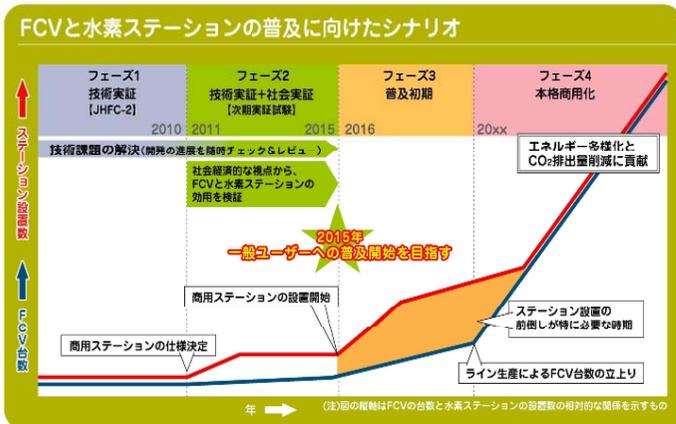
燃料電池自動車及び圧縮天然ガス自動車の燃料等供給設備（水素充填設備、天然ガス充填設備）について、固定資産税を最初の3年間2/3とする。

**適用期限の2年間延長を要望**

## ○対象となる設備の取得評価額

	取得評価額
天然ガス充填設備	2,000万円以上
水素充填設備	1億5,000万円以上

### ○燃料電池自動車と水素ステーションの普及に向けたシナリオ



参考資料：JFHC（水素・燃料電池プロジェクト）

### ○水素供給インフラの先行整備のイメージ図



参考資料：水素・燃料電池協議会（平成25年12月）

### ○天然ガス自動車と天然ガススタンドの普及推移（平成25年3月末）



参考資料：日本ガス協会HP

# 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長（法人税・法人住民税・事業税）

中小企業の経営基盤の強化を図るため、中小企業の貸倒引当金の繰入れに係る事務負担の軽減を図るとともに、組合における貸倒引当率を増加させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び、組合の健全な取引活動を支援するため、適用期限を2年間延長する。

## 施策の背景

- 期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合等については、さらに法定繰入率の12%増しとすることが認められている。
- 中小企業の経営基盤の強化を図るため、①中小企業の貸倒引当金の繰入れに係る事務負担の軽減を図るとともに、②組合における貸倒引当率を増加させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び、組合の健全な取引活動を支援する。
- 本特例措置により、倒産等の損失にかかる中小企業の連鎖倒産等を防止する効果をもたらし、組合及び組合員の事業基盤の安定化、財務健全性の確保を図るものである。

## 要望の概要

**要望内容** 適用期限を2年延長する。（平成28年度末まで）

**現行制度** 【創設年度】S25年（措置期間：60年）、法定繰入分：【適用期限】恒久措置、12%増し分：【適用期限】平成26年度末

（参考1）貸倒引当金制度の適用法人の範囲



※ 平成23年12月改正により貸倒引当金制度の適用法人が限定された。

（参考2）法定繰入率

業種	繰入率
卸・小売業	10 / 1000
製造業	8 / 1000
金融・保険業	3 / 1000
割賦販売小売業	13 / 1000
その他	6 / 1000

# 被災自動車の所有者等が代替自動車を取得した場合における当該自動車に係る特例措置（自動車税）

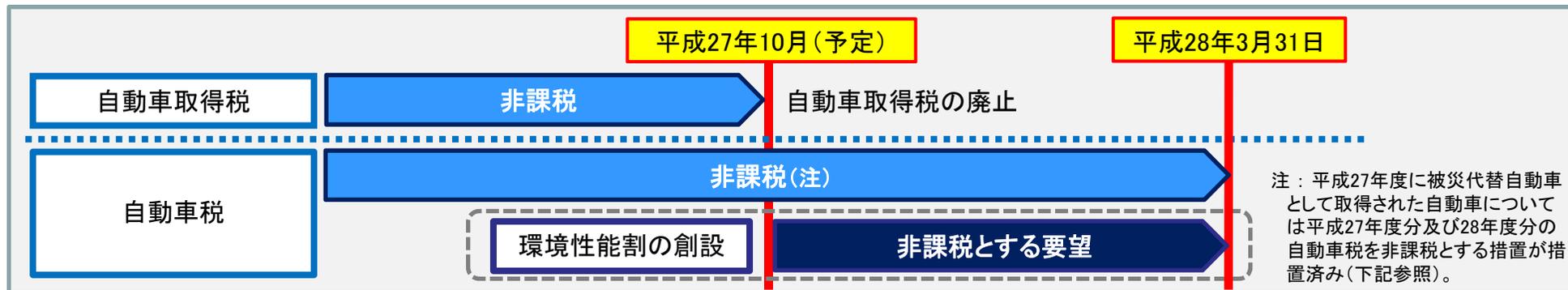
車体課税の見直しに伴い自動車税に環境性能割が導入された場合において、被災自動車の所有者等が環境性能割導入後から平成28年3月31日までに取得した代替自動車に係る自動車税（環境性能割）を非課税とする。

## 施策の背景

- 東日本大震災により滅失等した被災自動車の所有者等が代替自動車を取得した場合における当該自動車に係る自動車関係諸税については、被災者の負担を軽減する特例措置（適用期限：平成28年3月31日まで（自動車重量税に係る特例は平成28年4月30日まで））が講じられている。
- 平成26年度与党税制改正大綱において、自動車税については、消費税率10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得ることとされている。

## 要望の概要

- 要望内容：車体課税の見直しに伴い自動車税に環境性能割が導入された場合において、被災自動車の所有者等が環境性能割導入後から平成28年3月31日までに取得した代替自動車に係る自動車税（環境性能割）を非課税とする。



- (参考) 現行の特例措置の概要

税目	自動車重量税(国税)	自動車取得税(地方税)	自動車税(地方税) 及び 軽自動車税(地方税)	
要件	平成28年4月30日までの間の最初の車検時	平成28年3月31日までの間に取得	平成26年度に取得	平成27年度に取得
措置内容	免税	非課税	平成26、27年度分	平成27、28年度分
			非課税	

# 独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（登録免許税・不動産取得税等）

## 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）（概要）

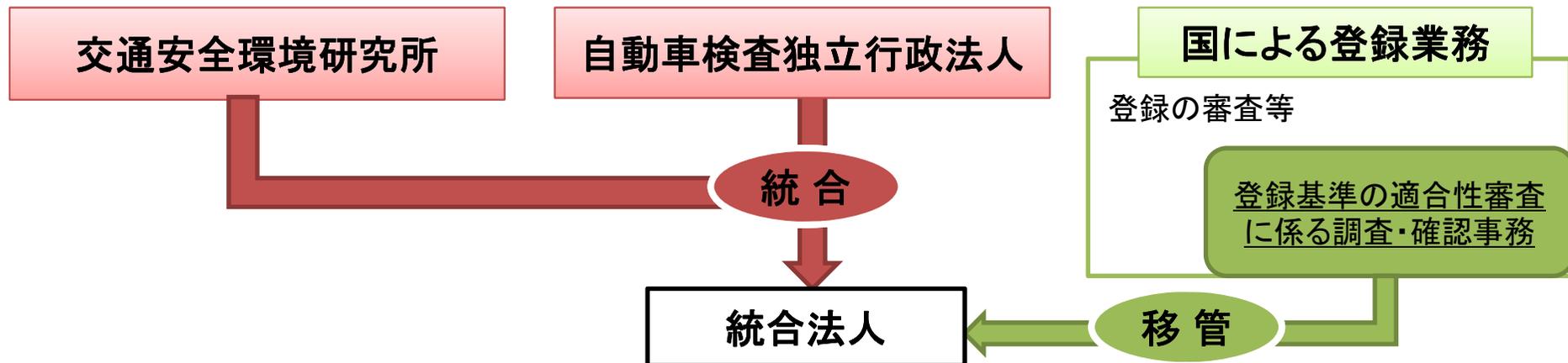
### 【交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人】

- 自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所を統合する。

### 【自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定】

- 国の自動車検査登録業務のうち登録基準の適合性審査に係る調査・確認に関する事務について、新法人へ平成28年度から段階的に移管する（平成30年度開始までに作業完了）。

※ 2法人の統合時期については、今夏に行政改革推進本部決定がなされる予定。



## 平成27年度国税・地方税改正要望事項

- ・法人統合時における資産等の円滑な移管を図る上での措置  
→登録免許税、不動産取得税、自動車取得税 の非課税措置
- ・統合法人における確実な業務運営を図る上での措置（統合法人を非課税独立行政法人\*とする。）  
→所得税、法人税、地価税、登録免許税、消費税、印紙税、相続税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税、都市計画税、鉱区税、特別土地保有税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、住民税（利子割） の非課税措置

\*交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人は非課税独立行政法人として上記国税・地方税の非課税対象となっている。